



皆様の意見を聞かせてください！

市では、今年度、地域防災計画の修正及び国土強靱化地域計画の策定と、防災・減災に関する2つの計画の作業を進めています。

この度、災害時に共助（自分たちの地域は自分たちで守る）の中心を担っていただく自治会・自主防災組織の皆様のご意見を取り入れ、よりよい計画を作ることを目的に意見交換会を開催します。

【意見交換会の概要】

●地域防災計画

①令和2年11月7日（土）午前10時から12時まで

②令和2年11月8日（日）午後1時30分から3時30分まで

●国土強靱化地位計画

③令和2年11月21日（土）午前10時から12時まで

④令和2年11月22日（日）午後1時30分から3時30分まで

※会場は全て白井市役所本庁舎2階災害対策室です。

※お申し込みは、各自治会・自主防災組織の代表の方を通してお願いします。



その1 地域防災計画とは



白井市地域防災計画（以下「地域防災計画」といいます。）は、災害対策基本法第42条の規定により、白井市防災会議が作成する計画です。この計画では、防災関係機関や公共的団体その他住民がその全機能を発揮して、災害による被害の軽減、住民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的としています。

その2 国土強靱化地域計画とは

国土強靱化地域計画とは、いかなる大規模自然災害が発生しても、人命を守り、経済社会が、致命的な被害を負わない「強さ」と、速やかに回復する「しなやかさ」を持った、安全・安心な国土・地域・経済社会システムを平時から構築する「強靱な地域」をつくりあげるためのまちづくりの計画です。



※それぞれの計画の詳細については、市ホームページの【ホーム>市の組織>総務部>危機管理課>業務案内>防災>防災対策>「白井市地域防災計画（修正案）及び白井市国土強靱化地域計画（素案）についての意見交換会を実施します】のページをご覧ください。

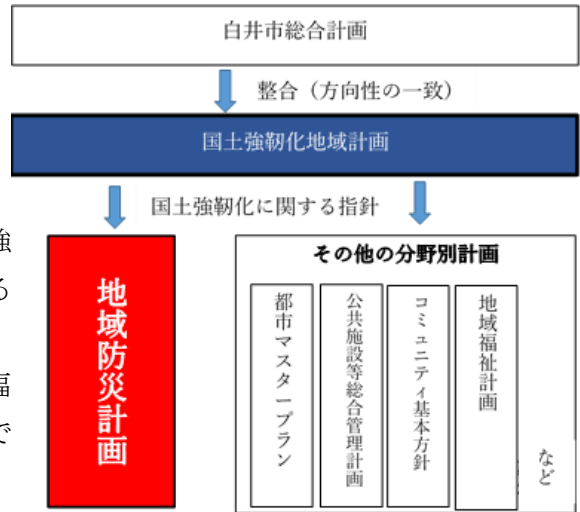
その3 地域防災計画と国土強靱化地域計画の違い

白井市はこれまで「白井市地域防災計画」に基づき、防災・減災に取り組んできました。例えば、地震の対策をとりまとめた震災編は、地震による被害の発生を未然に防止又は最小限にとどめるための「予防」策や、発災後の「復旧・復興」の体制等を定めた災害対応の要となる計画です。

一方、白井市国土強靱化地域計画は、国が進める国土強靱化の考え方に基づき、白井市をさらに強靱な都市とするために、公共施設の保全・更新や、訓練・防災教育など、強靱化につながる平時からのハードとソフトの取組を幅広く位置づけた、強靱な都市づくりの方向性を示す計画です。

両計画の位置づけとしては、国土強靱化地域計画は地域防災計画の上位に位置し、強靱化に関する事項についての基本的な指針としての役割をもちます。

【国土強靱化地域計画と地域防災計画の関係】



【計画の主な違いについて】

	地域防災計画	国土強靱化地域計画
特徴	災害の種類ごとに、主に災害発生時・発災後の組織体制や関係機関との役割分担、予防・応急対策・復旧復興の段階ごとの取組などの <u>対応力強化を主眼に具体的対策を取りまとめる。</u> 【計画の種類】 ・震災編（地震） ・風水害編（風水害） ・大規模事故編（事故等）	どんな事が起ころうとも最悪の事態に陥る事を避けられる強靱な行政機能、地域社会、地域経済をつくりあげるために、平時からの取組を幅広く位置付けた、 <u>長期的なまちづくりの方向性を示す。</u>
対象のリスク	・地震 ・風水害 ・大規模火災、危険物、事故等の都市災害	地震、地震火災、局地的な大雨等の自然災害全般が対象
根拠法	災害対策基本法	強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法

【問合せ先】白井市役所 危機管理課 鳥海、迎

TEL047-401-4650、Fax047-491-3554、メール kikikanri@city.shiroi.chiba.jp